

消費税増税に関するお知らせ

2019年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられます。

これに伴い、9月30日までに先払いでお支払いされた方も、実際に教習や検定をうける時点での消費税が適用されるため、10月1日以降に受講する『技能料金・効果測定料・検定料』については、差額分の2%が加算されることとなります。

増税についての差額分につきましては、卒業までに入金機にて清算させていただきます。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

稲毛自動車教習所

2019年8月1日